

保育補助者実習等修了証明書

以下の者については、「保育補助者雇上費貸付事業実施要領」及び「保育補助者雇上強化事業実施要領」に規定する「保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると都道府県等が認める者」として、保育に関する実習等を修了し、平成 30 年 9 月 13 日付け事務連絡に記載された実習内容について、知識・技能等を十分に身につけた保育補助者であると認めます。

実習等修了者

氏 名

記

＜実習等で修了した内容＞

1. 保育所の役割
2. 子どもの発達
3. 保育の基本
4. 乳幼児の発達と心理
5. 乳幼児の食事と栄養
6. 小児保育
7. 心肺蘇生法
8. 安全の確保とリスクマネジメント
9. 保育所の職業倫理と配慮事項
10. 特別に配慮を要する子どもへの対応

年 月 日

(証明者)

事業所名

職 名

氏 名